

広島県告示第四百八十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があった。

平成二十三年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 病院又は診療所

名称	所在地		自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	変更年月日
	新	旧				
双樹クリニック	廿日市市新宮二丁目一―一五	廿日市市串戸四丁目二―一六	育成医療・更生医療	腎臓	永井 賢一	平成二十三年一月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地		自立支援医療の種類	変更年月日
	新	旧		
仁方本町薬局	呉市仁方本町二丁目九―三五	呉市仁方本町二丁目一〇―二五	育成医療・更生医療	平成二十三年二月一日
有限会社ひよこ薬局	江田島市大柿町柿浦二〇五六―五	江田島市大柿町柿浦二〇五二―六	育成医療・更生医療	平成二十三年二月一日